

公告

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 22 条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり行います。

令和 7 年 8 月 12 日

長野県公安委員会

1 講習に係る警備業務の区分

法第 2 条第 1 項第 4 号に規定する警備業務

2 講習の対象者

受講申込み日において、受講しようとする警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る法第 22 条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和 58 年国家公安委員会規則第 2 号）第 7 条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、最近 5 年間に、受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上であるもの

3 講習の実施期日及び場所

(1) 実施期日

実 施 期 日	時 間
令和 7 年 10 月 28 日（火）から令和 7 年 10 月 30 日（木）まで（長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第 5 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日及び(2)の講習実施場所の休館日を除く。）の 3 日間	午前 9 時 30 分から午後 5 時まで（令和 7 年 10 月 28 日（火）は、午後 1 時 10 分から午後 5 時まで）

(注) 講習の受付時間は、令和 7 年 10 月 28 日（金）午後 0 時 40 分から午後 1 時までです。

(2) 場所

長野市大字鶴賀問御所町 1271 番地 3 TO i GO WEST 3 階
長野市生涯学習センター

4 受講定員

10 名

5 受講の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

- (ア) 受講しようとする者は、(2)の警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する前に、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課（受付専用電話 026-233-0108）に事前申込みを行い、講習受付番号を取得してください。
- (イ) 受付専用電話以外での受付は、一切行いません。
- (ウ) 電話 1 本につき 1 人の受付とします。
- (エ) 事前申込みの受付時間内であっても、定員に達した場合は、受付を締め切ります。

イ 電話受付日

令和 7 年 9 月 17 日（水）

ウ 受付時間

午前 9 時から午後 5 時まで（この時間以外での受付は、一切行いません。）

(2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出

講習受付番号を取得した者は、事前申込みの際に指定された警察署に、講習受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入し、写真（提出前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を貼付した警備員指導教育責任者講習受講申込書に次に掲げる書類を添付して、(3)の提出期間内に提出してください。

ア 交付を受けている資格者証又は修了証明書の写し

イ 最近 5 年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が 3 年以上であることを疎明する警備業者等の作成に係る書面及び履歴書

ウ 代理人が警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

(3) 提出期間等

ア 提出期間

令和 7 年 9 月 29 日（月）から令和 7 年 10 月 3 日（金）まで

イ 受付時間

午前 9 時から午後 4 時まで（この時間以外での受付は、一切行いません。）

(4) 講習手数料

講習手数料（10,000 円）は、警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

6 講習委託先の所在地及び名称

長野市中御所一丁目 5 番 1 号

一般社団法人長野県警備業協会

7 その他

(1) 講習における修了考査に合格した者には、この講習に係る修了証明書を交付します。

(2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書は、長野県内の警察署で交付するほか、長野県警察ホームページ（<https://www.pref.nagano.lg.jp/police/>）からダウンロードすることもできます。

(3) この講習について不明な事項は、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 026-233-0110 内線 3032）に問い合わせてください。

(4) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。